

4. 地区の整備方向と重点整備地区

(1) 近鉄八尾駅周辺地区の主な課題

現地調査及びタウンウォッチング、市民アンケート調査の結果を踏まえて、近鉄八尾駅周辺地区の主な課題を整理します。

駅舎のバリアフリー化

- エレベーターが設置されていますが、位置がわかりにくいなど一般利用が困難な状況です。誰もが利用しやすいエレベーター整備が課題となっています。
- 身体障害者用トイレや待合室の車いすスペース設置など、バリアフリー化が図られていますが、その利用面において課題が残っています。
- 券売機やホームでの安全対策など、バリアフリー技術の進捗に応じて、より安全で快適な整備が求められています。

駅前広場等のバリアフリー化

- 近鉄八尾駅には市内各方面からのバスターミナル機能を有し、タクシー利用も多い駅です。このため、バスと鉄道、タクシーと鉄道、徒歩と鉄道やバスなど、交通機関の相互乗り換えのバリアフリー化が必要です。
- 駅前広場から駅改札口のある2階レベルへの移動にはスロープが整備されていますが、スロープの距離が長くなり、高齢者や車いす使用者等には負担があります。より安全に快適に上下移動できるようエレベーターの整備が必要です。
- バス停、タクシー乗り場では、段差の解消、案内板の見やすさ、休憩施設の充実などの課題があります。

歩行空間（歩道）の確保とバリアフリー化

- 歩道のない経路でも商店街など利用者の多い経路があります。歩行空間の確保が課題となっています。
- 幹線道路を中心に歩道整備が進んでいますが、路面の凹凸や視覚障害者誘導用ブロックの未整備などの課題が残っています。

マナー向上による心のバリアフリー化

- 歩道、駅前広場において課題となっているのは放置自転車問題です。また、歩道での通行マナーも聴覚障害者等にはバリアになっています。バリアフリーに対する意識の向上を図り、利用者の理解と協力を求めていく必要があります。
- 広幅員の歩道でも看板などの障害物により、幅員が狭くなっているところがあります。沿道事業者等の理解と協力をもとめ、快適な歩行空間の確保を図っていく必要があります。

(2) 地区構想の策定方針

全体構想での基本理念、基本方針及び、近鉄八尾駅周辺地区の特性、主な課題を踏まえ、近鉄八尾駅周辺地区交通バリアフリー基本構想（地区構想）を策定します。



図4. 1 地区構想の位置づけ

(3) 重点整備地区

重点整備地区は以下の視点から、下記に示す面積約 75ha の区域を設定します。

① 特定旅客施設を中心に、多くの人が徒歩で移動する範囲

特定旅客施設である近鉄八尾駅を中心に、徒歩圏として考えられる概ね半径 500m の範囲とします。

② 市民がよく利用する主要な施設を含む範囲

特定旅客施設である近鉄八尾駅を中心に、高齢者や身体障害者など多くの市民がよく利用する主要な施設を含む範囲とします。

主要な施設	
医療・福祉：	八尾保健所、八尾市立社会福社会館、今川病院、東朋八尾病院
官 公 庁：	八尾市役所、中河内府民センター
教育・交流：	八尾市文化会館（プリズムホール）、八尾市立図書館、 八尾市立青少年センター（教育センター）
商 業：	西武百貨店八尾店、八尾サティ、商店街
そ の 他：	八尾商工会議所

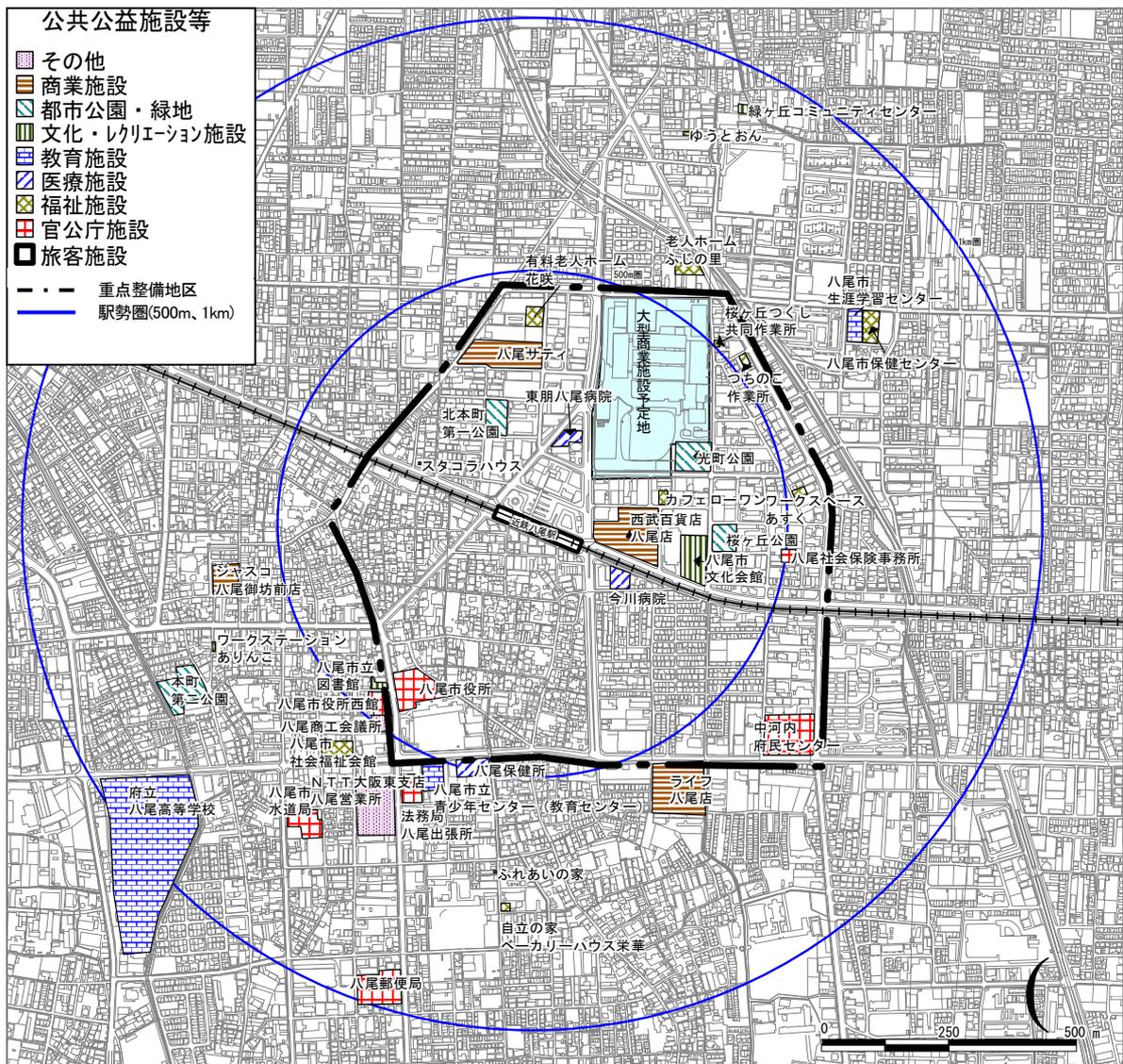


図4.2 近鉄八尾駅周辺地区重点整備地区

(5) 特定経路

交通バリアフリー法では、特定旅客施設と主要施設を結ぶ経路を「特定経路」として位置づけることになっています。「特定経路」は、原則として歩車分離を図り有効幅員 2m 以上を確保することが義務づけられます。

近鉄八尾駅周辺地区交通バリアフリー基本構想では、歩行空間ネットワークの経路を以下のような考え方で「特定経路」「準特定経路（特定経路に準じる経路）」に位置づけします。

表4. 1 特定経路の定義

経路種別	定義
特定経路	歩行空間ネットワークを構成する経路で、有効幅員2m以上の歩道が確保可能な経路
準特定経路Ⅰ (特定経路に準じる経路)	歩行空間ネットワークを構成する経路であるが、有効幅員2m以上の歩道の確保が困難である経路
準特定経路Ⅱ (特定経路に準じる経路)	重点整備地区外の主要な施設をネットワークする経路で、特定経路に準じる整備を図る経路

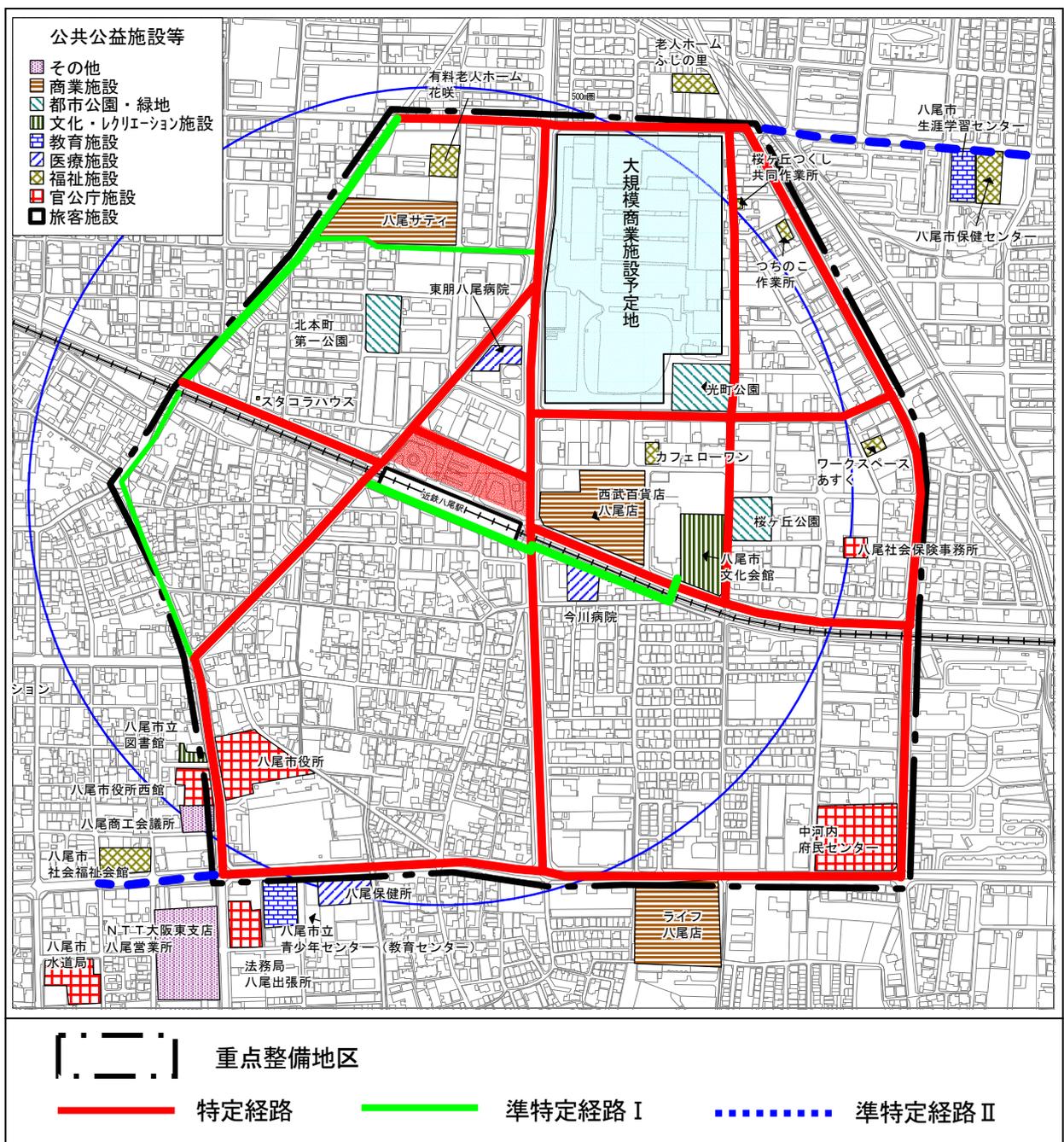


図4. 4 近鉄八尾駅周辺地区特定経路